発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年8月31日
【発行者の名称】	株式会社アスマーク （ASMARQ Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　町田　正一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目32番12号
【電話番号】	(03)5468-5101（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　飯田　恭介
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アスマーク https://www.asmarq.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第20期（中間）	第21期（中間）	第19期	第20期
会計期間		自2020年12月１日 至2021年５月31日	自2021年12月１日 至2022年５月31日	自2019年12月１日 至2020年11月30日	自2020年12月１日 至2021年11月30日
売上高	（千円）	1,684,846	2,044,612	2,561,149	3,354,907
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	158,283	283,884	△90,041	225,325
中間（当期）純利益又は当期純損失（△）	（千円）	162,504	189,498	△130,309	196,426
純資産額	（千円）	560,782	784,202	398,277	594,703
総資産額	（千円）	1,309,166	1,481,645	1,171,744	1,337,073
１株当たり純資産額	（円）	560.78	784.20	398.28	594.70
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり中間（当期）純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	162.51	189.50	△130.31	196.43
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	182.15	－	－
自己資本比率	（%）	42.8	52.9	34.0	44.5
自己資本利益率	（%）	33.9	27.5	－	39.6
株価収益率	（倍）	－	5.8	－	－
配当性向	（%）	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	216,286	228,208	△167,271	330,836
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△8,825	△25,088	△14	△40,141
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△58,770	△36,532	279,072	△277,500
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	701,924	733,016	553,234	566,429
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	（人）	246 (81)	249 (81)	242 (93)	250 (82)

（注）１．当社は（中間）連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、当社は2022年１月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、当中間会計期間における潜在株式調整後１株当たり中間純利益は、新規上場日から中間会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、第19期は１株当たり当期純損失であるため、第20期は、潜在株式が存在するものの、第20期において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

３．第19期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
４．株価収益率については、第19期及び第20期において当社株式が非上場であったため記載しておりません。
５．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
６．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（　）外数で記載しております。
７．第19期の財務諸表及び第20期（中間）の中間財務諸表につきましては、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第20期の財務諸表及び第21期（中間）の中間財務諸表につきましては、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、それぞれ有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

２【沿革】

当社創業者、代表取締役町田正一は、1998年12月、本格的なインターネットの普及に伴う社会構造の変化をビジネスチャンスと捉え、オンライン経由でアンケートのやりとりを可能とするパネル会員組織(D style web(dstyleweb.com))（注１）の構築を開始いたしました。その後、当該パネル会員組織の基盤を整え、クライアントニーズを満たすビジネスを本格的に推進していくことを目的として、2001年12月、「生活者の意見を正確にお客様にご提供する」をミッションに掲げ、マーケティング・リサーチサービスを軸とした社会への貢献を目指し、当社の前身である有限会社マーシュ（現株式会社アスマーク（注２））を設立いたしました。

年月	事項
1998年12月	東急田園都市線沿線を中心としたパネル会員組織を構築し始め、情報コミュニティーサイト（D style web）の運営を開始
2001年12月	東京都世田谷区玉川台において有限会社マーシュを設立 パネル・リクルーティングサービスを開始
2004年３月	有限会社マーシュから株式会社マーシュに組織変更 オンライン・リサーチサービス（注３）を開始
2005年４月	社団法人日本マーケティング・リサーチ協会に加盟（正会員）
2006年２月	本社を東京都世田谷区三軒茶屋に移転 プライバシーマークを取得（登録番号　第12390094）
2011年10月	本社を東京都世田谷区駒沢に移転
2014年１月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転 八戸事業所を開設
2016年５月	オフライン・リサーチサービス（注４）を開始
2016年９月	大阪事業所を開設
2017年７月	福岡事業所を開設
2018年11月	商号を株式会社アスマークに変更 本社を東京都渋谷区東に移転
2018年12月	外国人専門パネルサイト「e-gaikokujin Recruiting」の運用を開始し、在日外国人を対象としたリサーチサービスを拡充
2019年６月	マーケット・リサーチ（市場・世論・社会調査）サービスに関する製品認証規格「ISO 20252」を取得
2019年11月	大阪事業所を大阪府中央区内本町に移転 八戸事業所を青森県八戸市三日町に移転
2020年６月	HRテックサービス（注５）「Humap（ヒューマップ）」をリリース
2020年９月	仮想バックルームを実装したオンラインインタビューツール「i-PORT voice」をリリース
2021年12月	横浜事業所を開設
2022年１月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場

（注）１．パネル会員組織とは、当社が運営するアンケートサイト「D style web（dstyleweb.com)」に会員登録をしていて、定期的に配信されるアンケートに回答をする集団です。

２．アスマーク（ASMARQ）は、明日・未来（AS）と、マーケティング（Marketing）及び、高品質（Quality)・探究（Quest）を組み合わせた造語で、輝く未来への架け橋となる、質の高いマーケティングサービスを探究してゆく、という意味合いが込められております。

３．オンライン・リサーチとは、インターネットを活用して消費者パネルと質問・回答のやりとりを行い定量的なデータを取得する手法です。

４．オフライン・リサーチとは、会場調査や訪問調査、座談会等リアルな現場において消費者から意見を聴取する手法です。

５．HRとは、Human Resource（人材資源）の略称です。

３【事業の内容】

当社は、マーケティング・リサーチ事業を基軸として、昨今の労働人口の縮小する日本の大きな課題解決に対して、具体的な答えとノウハウを提供し貢献することを目的として各サービス展開を図っております。セグメントは、マーケティング・リサーチ事業の単一セグメントでありますが、事業の詳細は、次の通りであります。

マーケティング・リサーチ事業

当社は、「自社独自の価値を創造し続け、独創的で高品質なマーケティング・リサーチサービスを提供する企業として顧客・リサーチ業界の発展に貢献する」を企業ビジョンのひとつとして掲げており、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しております。

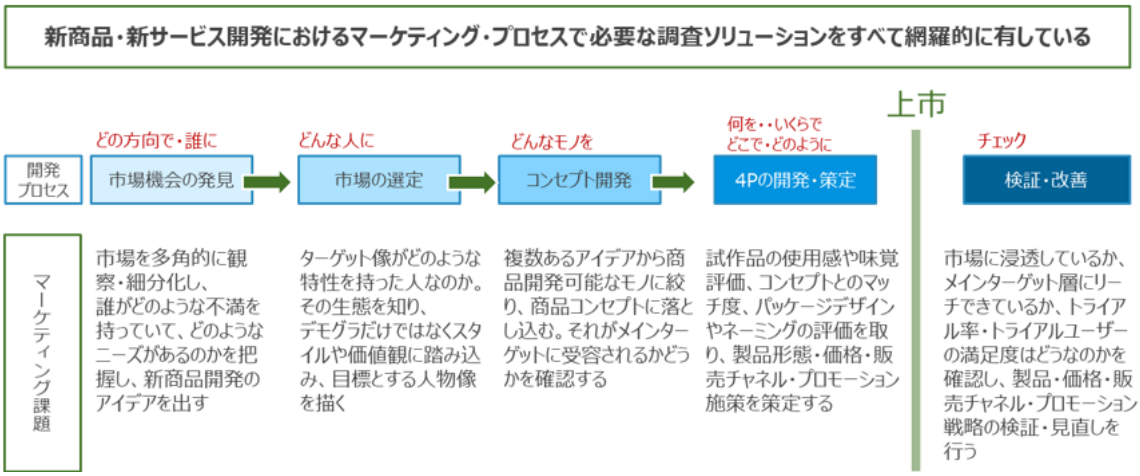
マーケティング・リサーチとは、企業や公共機関が、消費者が本当に望んでいるもの、本当に魅力を感じていただけるものを作るための情報を科学的に集め、分析し、商品計画等に反映させる手法です。

マーケティング・リサーチ市場における調査は、会場調査や訪問調査、座談会等リアルな現場において消費者から意見を聴取する手法（オフライン・リサーチ）と、インターネットを活用して消費者パネルと質問・回答のやりとりを行い定量的なデータを取得する手法（オンライン・リサーチ）に大別されますが、当社は国内外における顧客ニーズに合わせた双方の手法を網羅したサービスを有しております。

[当社のマーケティング・リサーチサービス]

一般的に企業が、新商品・新サービスを開発する際には、マーケティング・プロセスと呼ばれる過程を経て、世の中に販売（上市）されます。どの市場（市場機会の発見）、どんな人に（市場の選定）、どんなモノを（コンセプト開発）、何をいくらで、どこでどのように（４P（注）の開発・策定）販売すれば消費者に受け入れられるかを検証することが重要となり、上市した後のプロモーションの効果検証、改善についてもマーケティング・プロセスの一環となります。

当社では、そのマーケティング・プロセスにおいて必要な解決方法をすべて網羅的に有しており、顧客のマーケティング課題に合わせて、課題整理、調査企画・設計、調査実施、集計・分析、レポート作成に至るまで、リサーチの川上から川下まで、マーケティング・プロセスにおけるトータルサポートを可能にしています。



（注）４P とは Product（製品）、Price（価格）、Place（流通）、Promotion（販売促進）の４つの要素を表すマーケティング用語をいいます。

[当社のサービス]

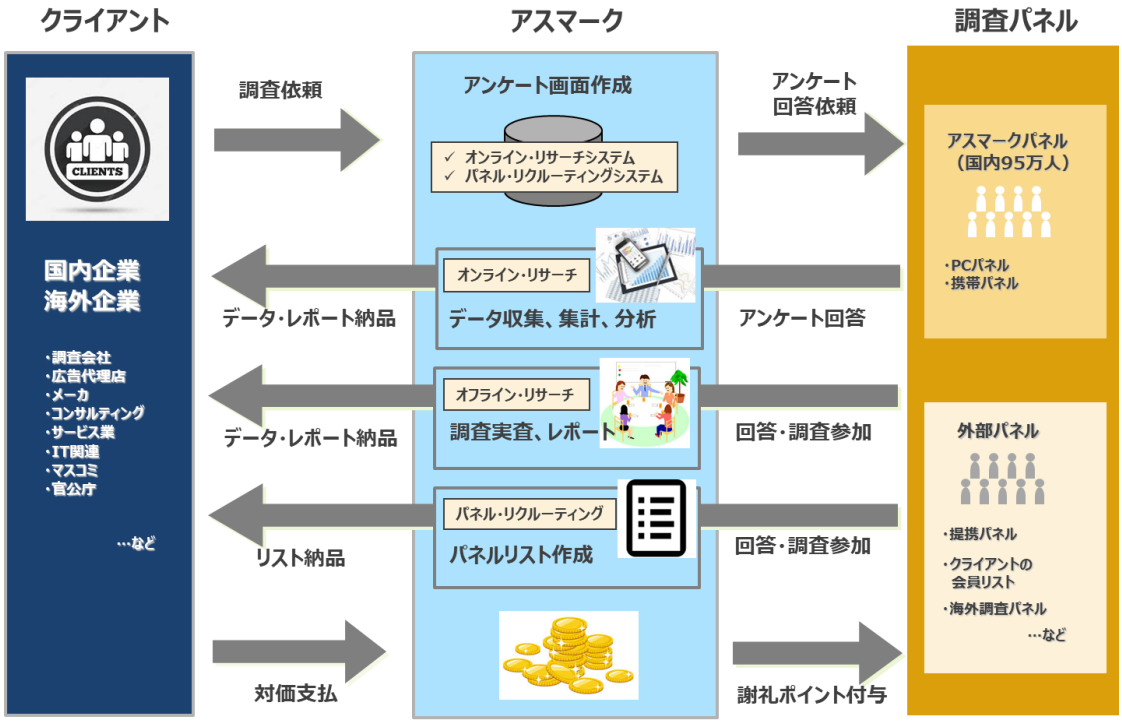
当社事業の内容は、オンライン・リサーチ、オフライン・リサーチ、パネル・リクルーティングの各サービスに大別されます。

オンライン・リサーチサービスとは、課題整理を始めとして WEB 調査表作成、依頼メール配信、実査（回答データ収集）、集計、調査レポート作成にいたる一連の業務です。

オフライン・リサーチサービスとは、WEB 上での対象者リクルーティング、オフライン・リサーチ実査、集計、調査レポート作成にいたる一連の業務です。

パネル・リクルーティングサービスとは、クライアント自身がオフライン・リサーチを実施する際に、調査対象者を WEB 上でリクルーティングして、パネルを実査会場へ誘導するまでの一連の業務です。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



［オンライン・リサーチサービスの流れ］

① 課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
② 調査企画・設計	当該調査目的を加味して調査票を設計します。
③ WEB調査票作成	設計した調査票をWEB画面上でアンケート作成します。
④ 依頼メール配信	作成したアンケートを調査対象となるパネルに配信します。
⑤ 実査（回答データ収集）	パネルが回答したアンケートデータをリサーチシステム上で収集します。
⑥ 集計・分析	収集した回答データを基に、集計・分析業務を実行します。
⑦ レポート納品	クライアントに気づきを与える形でレポートにまとめ納品します。

［オフライン・リサーチサービスの流れ］

① 課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
② 調査企画・設計	当該調査目的を加味して、リサーチ手法ごとに定量調査（注1）であれば調査票の設計、定性調査（注2）であればインタビューフローの設計をします。
③ WEB上での対象者リクルーティング	当該リサーチ実査を実施するにあたって、対象者条件に合致するパネルを選出して、実査参加者を確定します。
④ オフライン・リサーチ実査	定量調査・定性調査それぞれの分野に精通したリサーチ人材が、手法ごとに実地での定量調査、定性調査を実施します。
⑤ 集計・分析	収集した回答データを基に、集計・分析業務を実行します。
⑥ レポート納品	クライアントに気づきを与える形でレポートにまとめ納品します。

（注）１．定量調査とは収集されたデータを数値化することを想定した上で設計された調査で、調査結果は統計学的に分析する調査方法です。アンケート調査がその代表的な手法です。

２．定性調査とは対象者から発せられる生の言葉や行動、あるいは観察者が見たままの状態や印象等、ことばや文章あるいは写真といった数値化できないデータの収集を目的とした調査方法です。直に顔をあわせ、質問を繰り返すことで消費者の生の声や深層心理を読み解くことができます。

［パネル・リクルーティングサービスの流れ］

①　課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
②　WEB上での対象者リクルーティング	当該リサーチ実査を実施するにあたって、対象者条件に合致するパネルを選出して、参加者を確定します。
②　実査会場までの誘導	実査当日、対象者が会場に、時間に遅れることなく到着できるよう誘導します。

［当社の有するリサーチ手法］

当社は、顧客のマーケティング課題に対して、商品・サービス開発段階のフェーズごとに網羅的なリサーチサービスを有している一方で、それを有効的に活用するために、場面に合わせて調査手法を使い分けています。

調査種類	調査手法	内容
定量調査	オンライン・リサーチ	調査対象者に対して、WEB上でアンケートを実施するサービスです。
	会場調査	会場に調査対象者を集めて、アンケートを実施するサービスです。
	ホーム・ユース・テスト	調査対象者の自宅にテスト品を送付し、試用しながらアンケートを実施するサービスです。
	電話調査	調査対象者に対して、電話でアンケートを実施するサービスです。
	郵送調査	調査対象者に対して、アンケートを郵送して回答を収集するサービスです。
定性調査	グループ・インタビュー	6～8名程度の調査対象者を集めて、グループディスカッションをしながらインタビューを実施するサービスです。
	デプス・インタビュー	調査対象者に1対1でインタビューを実施するサービスです。
	オンライン・インタビュー	自社開発のオンラインインタビューツール「i-PORT voice」を活用しインタビューを実施するサービスです。
	訪問調査	調査対象者の自宅に訪問してインタビューを実施するサービスです。
その他	リクルーティング	顧客の調査ニーズに応じた調査対象者を集めるサービスです。（調査は顧客自身で実施）
	海外調査	海外顧客における国内調査、国内顧客における海外調査を実施するサービスです。

［当社特有のオンラインインタビューツールについて］

当社は、2020年９月に仮想バックルームを実装したオンラインインタビューツール「i-PORT voice」をリリースしております。本ツールは、オンラインでも高品質で快適な定性調査を実現できる、当社のオリジナルシステムとなります。当社では、以前より定性調査をオンラインで実現することに取り組んでまいりました。「i-PORT voice」とは、新型コロナ禍以降でも、数多く実績のオンライン定性調査を誇る当社が、実務経験を活かし開発した、調査会社としては初めてのオンラインインタビューシステムとなり、調査モニターとの対面インタビューや分析を得意とし、バックルーム環境の充実や、モデレーター目線など、リアルな使い心地を追求して設計されております。

［当社の品質管理について］

当社は、マーケット・リサーチ（注１）サービスに関する国際規格である「ISO 20252」（注２）を取得（注３）しており、当社内における本規格が要求する業務プロセスを実行することによりクライアントに信頼性の高いサービスを提供しております。一方、クライアントは、当社に発注することにより、国際規格に準拠した業務プロセスによって提供される、確かな品質のマーケティング・リサーチサービスを受けることが可能となります。本規格は、「高品質」を謳ってきた当社のサービスに対する、第三者が行う評価に基づいた客観的な裏付けとなっており、当社サービスに対する信頼性が高まっております。



（注）１．マーケット・リサーチは市場調査（マーケティング・リサーチ）、世論調査、社会調査における調査種別の総称をいいます。

２．「ISO 20252」はマーケティング・リサーチサービスに特化したISO規格であり、2006年にISO（国際標準化機構）で制定された国際規格です。

３．当該取得における認証範囲（認証区分）は下記となります。

・認証区分P：定量調査データ収集・・・オンライン・リサーチ業務（付帯するHUTの運営を含む）

・認証区分Q：定性調査データ収集・・・パネル・リクルーティング業務（付帯するFGI及びCLTの運営を除く）

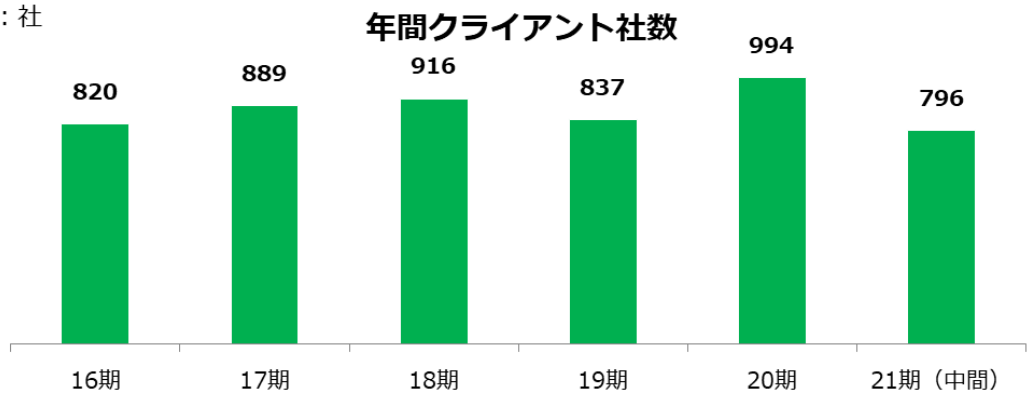
［当社のクライアントについて］

当社のリサーチを利用する顧客は、調査会社、広告代理店、一般消費財メーカー、マスコミ関連企業等があります。なお、2021年11月末現在、クライアント社数は、994社、クライアント窓口数（注１）は、2,239窓口となります。

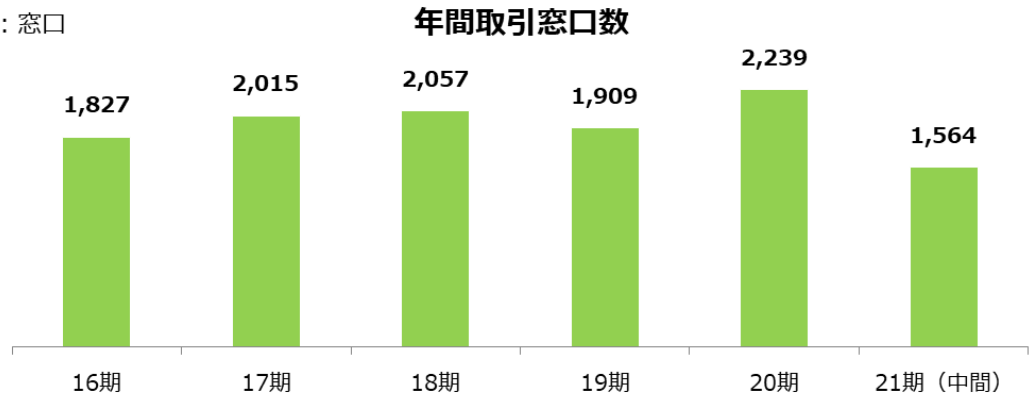
クライアント数の推移（注２）

期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期（中間）
決算年月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年11月	2021年11月	2022年５月
クライアント社数（社）	820	889	916	837	994	796
クライアント窓口数（窓口）	1,827	2,015	2,057	1,909	2,239	1,564

単位: 社



単位: 窓口



（注）１．クライアント窓口数は当社の顧客データベースに登録されている取引口座数をいいます。当社が提供しているサービスの性格上、当社に発注するクライアントは複数部署に跨るケースが多いことから、社数とともに窓口数を併記しております。

２．数値は各決算期ごとに集計された累積値です。

［当社のリサーチ・パネル］

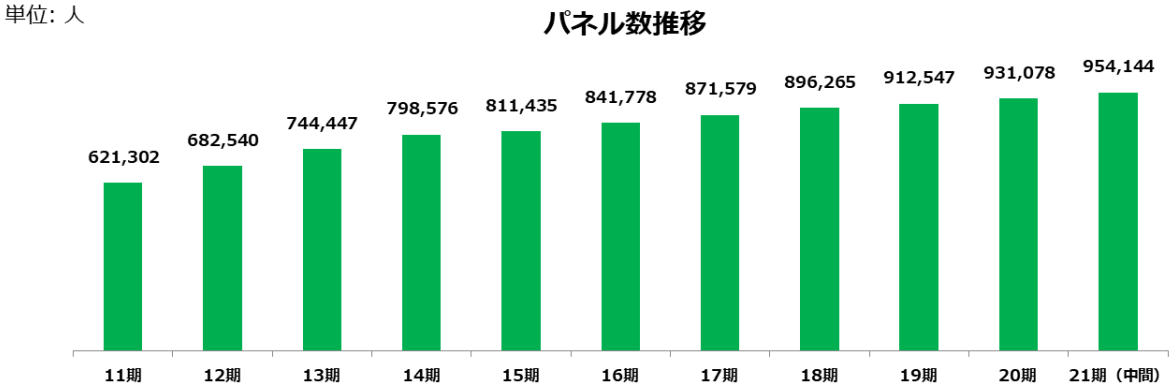
当社の事業において、パネルの質と量は非常に重要な要素であります。2022年５月末現在、有効パネル数（注１）は、95万人超となっており、国内でも大規模な自社パネル基盤を有しております。パネルの属性につきましては、年齢別で30代～40代が全体の約５割を占めており、また男女比につきましては、男性が46%、女性が54%となっております。パネルは様々なジャンルの多数のサイトから集め、パネル獲得に要する費用の低コスト化に努めております。

また当社では、パネルポイント制度（注２）を導入し、パネルのモチベーション維持に努めるとともに、定期的なパネルとのコミュニケーション、グレーパネル（注３）を排除する等の対策を講じることにより、パネルの質の向上にも努めております。

当社のリサーチ専用パネル（D style webパネル）は、アンケート依頼が電子メールで届くと、個々のMyページからアンケート画面にアクセスし、協力する調査ごとにアンケート回答します。オンライン調査の場合は、回答すると、アンケートの分量に応じて定められたポイントが付与され、一定ポイント以上貯まると、現金、電子マネー、Amazonギフト券などと交換することができます。オフライン調査の場合は、アンケートに回答した日程で実施される調査に参加すると、その場で現金謝礼を受け取ることができます。

なお、当社が募集したパネルは、当社が依頼するアンケートの回答のみを行っており、企業の広告や販売促進の対象としてダイレクトメールを受け取る等、アンケート以外の目的のために利用されることはありません。





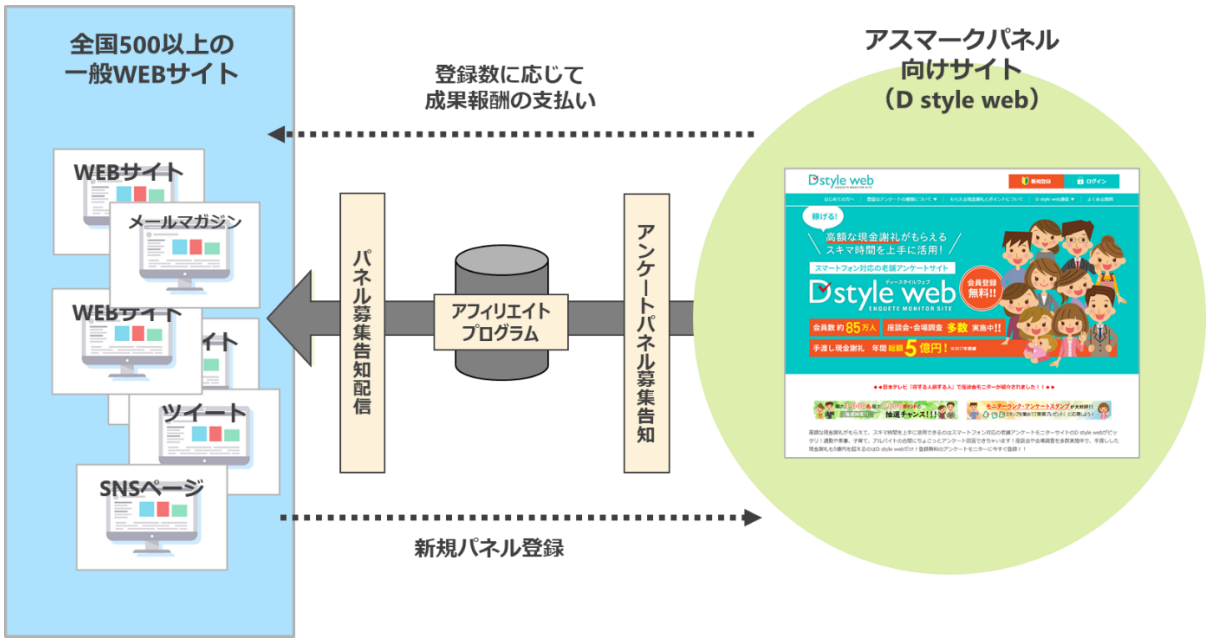
（注）１．有効パネル数とはアンケートの依頼メールが正しく届かない不正な電子メールアドレス登録者やグレーパネルを除外したパネル数をいいます。

２．パネルポイント制度とはアンケートへの協力に応じてくれたパネルに対してポイントを付与し、一定のポイントが貯まった時点で現金、電子マネー等に交換できる制度です。このパネルポイントは、当社にとってはコストに相当するものでありますが、一定額に達した段階ですべてのパネルがポイント交換を要求するわけではなく、交換せずにそのままポイントを貯めるパネルもおります。そのため当社では、「ポイント引当金」を計上し、将来交換される見込額を引き当てております。

３．グレーパネルとは当社が依頼するアンケートに対し、著しく矛盾した回答をするパネルや意図的に回収データの精度を歪める回答をするパネルをいいます。

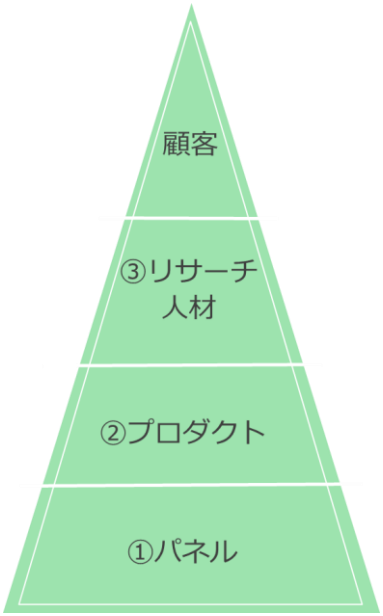
[パネルの募集方法]

当社は、全国500以上の様々なジャンルのWEBサイトから、アフィリエイトプログラムを通じて随時D style webパネルの募集を行っています。インターネット利用者を代表するパネルを目指し、属性に偏りが発生しないよう注意してパネル構築を行っています。



[顧客からの信頼について]

当社は、業界内では類を見ない柔軟なオペレーションと、網羅性のあるサービスを特徴としており、揺るぎない顧客基盤を形成しております。多種多様な業界との取引実績として年間取引社数は2021年11月期実績で994社となり、強固な信頼関係に裏付けられたリピート率（注）は95.4%となります。



① 国内有数のパネル基盤

当社の事業における重要な土台要素として、国内95万人のパネルと国内1,600万人のパネルネットワークを対象にリサーチが可能となります。

② 網羅的かつ広範囲なリサーチ・ソリューション

定量調査、定性調査問わず、マーケティング・プロセスの全てに関わる調査ソリューションを保有しています。（市場機会の発見、コンセプト開発、4P開発、上市後の広告効果測定など）

③ 豊富なリサーチ人材

当社には定量・定性それぞれの分野に精通したリサーチャーを始めとして、モデレーターネットワーク及び業界トップクラスの機縁ネットワークを有しています。また顧客要件に合わせて、柔軟な実査カスタマイズを可能とするオペレーションを提供しています。

（注） リピート率は（前年度に当社のサービスが提供され且つ請求書が交わされ、当該年度においても当社のサービスが提供され且つ請求書が交わされた年間売上高が500万円以上の当社の大口顧客数）÷（前年度の年間売上高が500万円以上の当社の大口顧客数）で算出しております。2017年11月期から2021年11月期の５年間の平均値を集計しております。

[HRテック事業]

昨今、少子高齢化が及ぼす労働人口の減少が、人材不足や採用難を引き起こし、日本企業において人材難が最重要課題のひとつだと捉えられています。従業員の会社に対する「愛着心」や「思い入れ」(エンゲージメント）を高め、人材の維持と社員の退職を引き留めるための施策を打ち続けることで、人材の流出を防ぐことが見込めると考えている中、当社ではこういった課題を解決するために、労働集約的な会社が往々にして抱えている従業員満足度に対する課題に向き合い、自社内でもその課題に悩み、実践してきた経験と、今まで培ってきたマーケティング・ノウハウを融合したサービス「Humap（ヒューマップ)」を2020年６月にリリースしております。これは人事戦略のひとつとして、従業員のエンゲージメント／モチベーションの把握と、組織がどうあるべきなのかを知るために、社内コミュニケーションから業務効率までを解決するツールとなっており、求められる「働き方改革」と、近い将来、必ず直面する「労働人口不足」を解決するために、HRテックを活用した組織の働き方改革を応援するサービスです。

[Humap のサービス]

マネジメントサーベイ	Pulsign（モチベーション管理）	従業員の状態を素早くキャッチ＆フォローし、低コストで手軽に活用できるツール。従業員満足度を測る際に用いられる調査手法「パルスサーベイ」を、当社がより「カンタン」「スピーディー」に実施する事を実現。
	CHeck（コンプライアンス対策）	手軽にコンプライアンスリスクを把握できるハラスメント防止サービス。アンケートで現状を俯瞰し、問題・課題を抽出後、結果に対する対策とその導入までを支援。
	ASQ（従業員満足度調査）	当社が提供するオリジナルのES調査（注１）サービス。1万人のベンチマークデータを元に、組織と社員個人をスコア化。問題点を明確にし、組織のあるべき姿への打ち手をご提案。オフィス・社員を４つのタイプに分類できる新しいES調査。
タレントマネジメント	Smileボーナス（エンゲージメント向上）	普段日の当たりにくい社員の『貢献』や『感謝』を可視化。社員同士で感謝をボーナスとして送りあえる、社員による社員のためのコミュニケーションツール。
	せきなび（座席管理ツール）	テレワーク、座席管理、フリーアドレス等にてすぐに使えるツール。多様化している「せき」（座席、所在 等）の管理機能でスマートな職場環境を実現。社員の顔写真やプロフィールを公開し、社内コミュニケーションの活性化にも貢献する。
業務効率化	RPA-work's HR（注２）	当社社内で実際に活用している人事RPAを、全ての企業へ活用可能にしたサービス。雇用契約、給与計算、36協定チェックなど、煩雑になりがちな業務の自動化をサポート。

（注）１．ES調査とは、Employee Satisfaction（従業員満足度）に対する調査のことです。
２．RPAとは、Robotic Process Automationの略称で、事業プロセス自動化技術の一種です。

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2022年５月31日現在

従業員数(名)	249（81）

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．当社はマーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当中間会計期間における世界経済は、引き続きオミクロン変異株の感染急拡大、及びロシアのウクライナ侵攻が下振れ要因となり回復ペースは鈍化しており、インフレ圧力の強まりや素原材料・部品の調達制約が、企業活動や消費の重しとなっているのと並行し、中国のゼロコロナ政策による成長減速も、中国向け輸出やサプライチェーンを通じて世界経済に波及しつつあります。今後の世界経済は、防疫と経済活動の両立が進む中で、消費や投資を中心に景気回復を持続するとみられておりますが、世界経済の回復ペースは、ウクライナ侵攻前と比べて大幅に鈍化することが見込まれております。

日本経済においては、防疫と経済活動の両立が進み、ペントアップ需要、及び雇用・所得環境の改善によって、コロナ危機前の水準への回復が見込まれる見方もある一方で、３月以降の急速な円安と原油高の進行は、企業の仕入れコストの増加による企業収益の悪化や、ガソリン・電気代などエネルギーを中心とした消費者物価の上昇に繋がり、消費の回復にとっても抑制要因となりかねず、依然として見通しが困難な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社においては、引き続きオミクロン変異株によるマイナス影響を受ける状況からの回復傾向が顕著に現れ、対面でのグループインタビューやデプスインタビューといったオフライン調査の受注が大幅に増えてきております。またコロナ禍においても好調だったインターネットリサーチ及びオンラインインタビュー調査の受注も堅調に推移しており、クライアントを取り巻く景況感については、これまでと比べて比較的コロナ危機前の雰囲気に戻りつつあります。一方で、直近におけるオミクロン変異株の社会情勢は、未だ予断を許さない状況が継続しているため、引き続き環境変化に対応した体制整備及び施策の実行を柔軟に推進しております。

この結果、当中間会計期間の売上高は 2,044,612 千円（前年同期比 21.4％増）、営業利益は 290,701 千円（前年同期比 86.1％増）、経常利益は 283,884 千円（前年同期比 79.4％増）、中間純利益は 189,498 千円（前年同期比 16.6％）となりました。

なお、当社はマーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較して 166,587 千円増加し、733,016 千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、228,208 千円の収入（前年同期は 216,286 千円の収入）となりました。これは主に、税引前中間純利益 283,884 千円、減価償却費 13,300 千円、ポイント引当金の増加額 25,763 千円、売上債権の減少額 37,833 千円などの資金の増加要因に対し、未払金の減少額 25,930 千円、賞与引当金の減少額 18,650 千円、法人税等の支払額 59,212 千円などの資金の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、25,088 千円の支出（前年同期は 8,825 千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 1,720 千円、無形固定資産の取得による支出 23,430 千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、36,532 千円の支出（前年同期は 58,770 千円の支出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出 36,532 千円があったことによるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

（２）受注実績

当社の事業は、概ね受注から納品までの期間が短く、受注実績の記載になじまないため記載を省略しております。

（３）販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
マーケティング・リサーチ事業	2,044,612	121.4
合計	2,044,612	121.4

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

３【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

前回発行者情報を公表した 2022 年２月 24 日以降、当中間発行者情報提出日までにおいて、当中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2022 年２月 24 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約について

当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年８月 31 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止
甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続
甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。
ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。
（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。
（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日
（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等
（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合　当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告

を受けた日）

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ　他の者への事業の譲渡、ⅶ　非上場会社との業務上の提携、ⅷ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が 300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は 1,179,057 千円で、前事業年度末に比べ 126,389 千円増加しております。これは主に、売掛金が 36,505 千円減少したものの、現金及び預金が 166,587 千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は 302,588 千円で、前事業年度末に比べ 18,182 千円増加しております。これは主に、無形固定資産が 15,241 千円増加、繰延税金資産が 9,145 千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は 697,442 千円で、前事業年度末に比べ 10,886 千円減少しております。これは主に、ポイント引当金が 25,763 千円、未払法人税等が 44,319 千円増加したものの、買掛金が 12,973 千円、その他流動負債が 17,661 千円、賞与引当金が 18,650 千円、未払金が 28,680 千円減少したことによるものです。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高はなく、前事業年度末に比べ 34,040 千円減少しております。これは、長期借入金が 34,040 千円減少したことによるものです。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は 784,202 千円で、前事業年度末に比べ 189,498 千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益が 189,498 千円となったことにより、繰越利益剰余金が増加したことが要因であります。

（3）経営成績の分析

「1　【業績等の概要】　（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「1　【業績等の概要】　（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はございません。

２【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2022年５月31日）	公表日現在発行数（株）（2022年８月31日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	－	－

（注）１．未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の142,900株が含まれております。
（注）２．2022年１月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（2015年11月25日臨時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在（2022年５月31日）	公表日の前月末現在（2022年７月31日）
新株予約権の数（個）	55,400	55,400（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	55,400（注）１、３	55,400（注）１、３
新株予約権の行使時の払込金額（円）	434（注）２、３	434（注）２、３、
新株予約権の行使期間	自　2017年12月１日 至　2025年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　434（注）３ 資本組入額　217（注）３	発行価格　434（注）３ 資本組入額　217（注）３
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

２．当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の２分の１を資本金に計上し（計算の結果生じる１株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第２回新株予約権（2016 年８月 31 日臨時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 （2022年５月31日）	公表日の前月末現在 （2022年７月31日）
新株予約権の数（個）	5,500	5,500（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,500（注）１、３	5,500（注）１、３
新株予約権の行使時の払込金額（円）	510（注）２、３	510 （注）２、３
新株予約権の行使期間	自　2018年９月６日 至　2026年８月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　510（注）３ 資本組入額　255（注）３	発行価格　　510（注）３ 資本組入額　255（注）３
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

２．当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の２分の１を資本金に計上し（計算の結果生じる１株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第３回新株予約権（2017 年 11 月 27 日臨時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 （2022年５月31日）	公表日の前月末現在 （2022年７月31日）
新株予約権の数（個）	15,300	15,000（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,300（注）１、３	15,000（注）１、３
新株予約権の行使時の払込金額（円）	950（注）２、３	950 （注）２、３、
新株予約権の行使期間	自　2019年12月１日 至　2027年11月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　950（注）３ 資本組入額　475（注）３	発行価格　　950（注）３ 資本組入額　475（注）３
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

２．当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の２分の１を資本金に計上し（計算の結果生じる１株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第４回新株予約権（2019年２月26日定時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 （2022年５月31日）	公表日の前月末現在 （2022年７月31日）
新株予約権の数（個）	13,400	12,800（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,400（注）１、３	12,800（注）１、３
新株予約権の行使時の払込金額（円）	956（注）２、３	956（注）２、３
新株予約権の行使期間	自　2021年３月２日 至　2029年２月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　956（注）３ 資本組入額　478（注）３	発行価格　956（注）３ 資本組入額　478（注）３
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

２．当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の２分の１を資本金に計上し（計算の結果生じる１株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第５回新株予約権（2022 年７月５日臨時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 （2022年５月31日）	公表日の前月末現在 （2022年７月31日）
新株予約権の数（個）	－	54,200（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	54,200（注）１、３
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	1,100 （注）２、３
新株予約権の行使期間	－	自　2024年７月21日 至　2032年７月５日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	－	発行価格　　1,100（注）３ 資本組入額　　550（注）３
新株予約権の行使の条件	－	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	－	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

２．当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の２分の１を資本金に計上し（計算の結果生じる１株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

（３）【MSCB 等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年11月30日～2022年５月31日	－	1,000,000	－	50,000	－	－

（６）【所有者別状況】

2022年５月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	3	－	－	3	6	－
所有株式数(単元)	－	－	－	751	－	－	9,249	10,000	－
所有株式数の割合(%)	－	－	－	7.5	－	－	92.5	100	－

（７）【大株主の状況】

2022年５月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
町田　正一　（注）１	東京都渋谷区	874,900	87.49
株式会社　ビデオリサーチ	東京都千代田区三番町６-17	50,000	5.00
町田　香織　（注）２	東京都渋谷区	30,000	3.00
株式会社　ドゥ・ハウス	東京都港区新橋６-20-２	25,000	2.50
木原　康博　（注）３	東京都品川区	20,000	2.00
株式会社　ＭＡＭ	東京都港区六本木６－３－１	100	0.01
計	―	1,000,000	100.00

（注）１．特別利害関係者等（当社の代表取締役）
２．特別利害関係者等（当社の代表取締役の配偶者）
３．特別利害関係者等（当社の取締役）
４．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てております。

（８）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2022年５月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	1,000,000	－	－
総株主の議決権	－	10,000	－

②　【自己株式等】

該当事項はありません。

（９）【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第１回新株予約権（2015 年 11 月 25 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年11月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役１名、元当社取締役１名、当社従業員128名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）　付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役２名、当社従業員 65 名となっております。

第２回新株予約権（2016 年８月 31 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年８月31日

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役１名、元当社取締役１名 当社監査役１名、当社従業員32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）　付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役２名、当社従業員 13 名となっております。

第３回新株予約権（2017 年 11 月 27 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2017年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役１名、当社従業員86名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）　付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、当社従業員 46 名となっております。

第４回新株予約権（2019 年２月 26 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2019年２月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役１名、当社従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）　付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、当社従業員 16 名となっております。

第５回新株予約権（2022 年７月５日臨時取締役会決議）

決議年月日	2022年７月５日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２名、当社従業員121名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

２【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、現在成長過程におり、一層の事業拡大と経営基盤の安定を目指しており、優秀な人材の獲得や教育環境の整備、システム開発等の投資といった事業基盤の整備をすることが優先課題と認識しており、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の株主への配当政策としましては、業績や財務の状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

４【株価の推移】

【最近６か月間の月別最高・最低株価】

月別	2021 年 12 月	2022 年１月	２月	３月	４月	５月
最高（円）	－	1,100	－	－	－	－
最低（円）	－	1,100	－	－	－	－

（注）１．当社株式は 2022 年１月 31 日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

２．最高・最低株価は東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

３．2022 年２月から５月について売買実績はありません。

５【役員の状況】

男性７名　女性－名　（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	－	町田　正一	1967年１月３日生	1989年４月 1994年１月 1995年11月 1997年４月 1999年９月 1999年10月 2001年12月	シンガポール株式会社入社 株式会社ウォータースタジオ入社 有限会社KGS入社 株式会社ATS入社 株式会社エイバックズームインターネット入社 株式会社川上商店入社 当社設立代表取締役（現任）	（注）１		874,900
取締役	営業部長	水城　良祐	1981年12月３日生	2004年４月 2008年２月 2014年６月 2015年10月 2016年２月	株式会社エリアクエスト入社 当社入社 当社営業部ゼネラルマネージャー 当社取締役(現任) 当社営業部長（現任）	（注）１		－
取締役	管理部長	飯田　恭介	1978年12月20日生	2002年５月 2004年10月 2007年２月 2012年４月 2014年10月 2016年１月 2018年10月 2019年２月	海老公認会計士事務所入所 株式会社エイジアン・パートナーズ入社 株式会社マクロミル入社 株式会社マクロミルエムブレイン取締役 株式会社マクロミルグローバル推進室長 同社経営戦略室／CEO室長 当社管理部長（現任） 当社取締役（現任）	（注）１		－
取締役	－	木原　康博	1962年７月25日生	1985年４月 2007年10月 2008年６月 2010年７月 2011年２月 2013年４月 2013年６月 2015年８月 2015年10月 2015年12月 2016年６月 2018年６月 2018年12月 2022年７月	日本電気株式会社入社 パシフィックマネジメント株式会社入社 株式会社マクロミル執行役員 株式会社エー・アイ・ピー（現楽天インサイト･グローバル株式会社）監査役 株式会社マクロミル上席執行役員CFO 株式会社マクロミルアセットマネジメント代表取締役 株式会社マクロミルエムブレイン取締役 株式会社MAM代表取締役（現任） 株式会社マークアイ取締役 株式会社MAM FILM取締役 当社取締役 株式会社グライダーアソシエイツ監査役（現任） アダプティブ株式会社監査役（現任） 株式会社ネクスゲート社外取締役 ジョーカーフィルムズ株式会社監査役（現任） 当社取締役（現任）	（注）１		20,000
取締役	監査等委員	鈴木　親	1964年５月28日生	1995年10月 1997年４月	司法書士・土地家屋調査士　中島秀隆事務所入所 株式会社カムズ入社	（注）２		－

				1998年６月 2000年７月 2001年４月 2008年５月 2012年１月 2012年４月 2014年４月 2014年６月 2015年４月 2018年２月 2018年４月 2019年４月 2019年12月 2022年７月	東海観光株式会社（現　株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ）入社 株式会社サニクリーン入社 株式会社バックスグループ　内部監査部長 株式会社サニクリーン　経営管理室内部監査課長 株式会社アマガサ入社 株式会社アマガサ　常勤監査役 同退任 株式会社アマガサ　経営企画室長 同社取締役就任 同社取締役内部監査室長 同社常務取締役内部監査室長 同社取締役内部監査室長 当社監査役 当社取締役（現任）			
取締役	監査等委員	大内　智	1970年10月４日生	1995年４月 1997年６月 2000年４月 2004年９月 2016年８月	大内義雄税務会計事務所入所 大内智税務会計事務所開設 西新宿法務会計事務所開設 ベンチャー支援税理士法人開設代表社員（現任） 当社取締役（現任）	（注）２		－
取締役	監査等委員	塩月　潤道	1958年９月10日生	1987年９月 2000年７月 2001年１月 2003年４月 2007年８月 2009年８月 2018年４月 2022年７月	クレディスイス銀行東京支店入行 株式会社ブリッジジャパン経理部長 株式会社テレレートジャパンホールディング監査役 株式会社サポートネット経理財務部長 株式会社バックスグループ経理財務統括 株式会社サニクリーン監査室室長（現任） 株式会社アマガサ監査役（現任） 当社取締役（現任）	（注）２		－
計								894,900

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、2022年７月５日開催の臨時株主総会終結の時から選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

２．監査等委員である取締役の任期は、2022年７月５日開催の臨時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

３．2022年７月５日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

４．木原康博氏、鈴木親氏、大内智氏及び塩月潤道氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

５．当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員の担当及び氏名は以下のとおりであります。

執行役員　実査部長　南雲健司

第６【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2021 年 12 月１日から 2022 年５月 31 日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

３　中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

（1）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年11月30日）	当中間会計期間 （2022年5月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	566,429	733,016
受取手形	1,327	－
売掛金	420,784	384,278
仕掛品	43,309	34,029
その他	23,647	29,834
貸倒引当金	△2,830	△2,101
流動資産合計	1,052,667	1,179,057
固定資産		
有形固定資産	※1　43,565	※1　41,817
無形固定資産	48,988	64,229
投資その他の資産		
繰延税金資産	80,296	89,442
敷金	89,297	84,840
その他	22,257	22,257
投資その他の資産合計	191,850	196,540
固定資産合計	284,405	302,588
資産合計	1,337,073	1,481,645

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年11月30日）	当中間会計期間 （2022年5月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	100,662	87,689
１年内返済予定の長期借入金	※２　70,294	※２　67,802
未払費用	115,184	112,387
未払法人税等	59,560	103,879
賞与引当金	84,150	65,499
ポイント引当金	127,923	153,687
その他	150,553	106,497
流動負債合計	708,329	697,442
固定負債		
長期借入金	34,040	－
固定負債合計	34,040	－
負債合計	742,369	697,442
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	544,703	734,202
利益剰余金合計	544,703	734,202
株主資本合計	594,703	784,202
純資産合計	594,703	784,202
負債純資産合計	1,337,073	1,481,645

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2020年12月１日 至　2021年５月31日）	当中間会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
売上高	1,684,846	2,044,612
売上原価	1,037,160	1,176,325
売上総利益	647,686	868,287
販売費及び一般管理費	※　491,485	※　577,585
営業利益	156,201	290,701
営業外収益		
為替差益	－	562
広告料収入	239	822
補助金収入	2,570	46
その他	405	17
営業外収益合計	3,214	1,448
営業外費用		
支払利息	1,119	177
上場関連費用	－	8,051
その他	13	35
営業外費用合計	1,132	8,265
経常利益	158,283	283,884
税引前中間純利益	158,283	283,884
法人税、住民税及び事業税	410	103,532
法人税等調整額	△4,631	△9,145
法人税等合計	△4,221	94,386
中間純利益	162,504	189,498

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2020年12月1日　至　2021年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	348,277	348,277	398,277	398,277
当中間期変動額					
中間純利益		162,504	162,504	162,504	162,504
当中間期変動額合計	－	162,504	162,504	162,504	162,504
当中間期末残高	50,000	510,782	510,782	560,782	560,782

当中間会計期間（自　2021年12月1日　至　2022年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	544,703	544,703	594,703	594,703
当中間期変動額					
中間純利益		189,498	189,498	189,498	189,498
当中間期変動額合計	－	189,498	189,498	189,498	189,498
当中間期末残高	50,000	734,202	734,202	784,202	784,202

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2020年12月　1日 至　2021年　5月31日）	当中間会計期間 （自　2021年12月　1日 至　2022年　5月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	158,283	283,884
減価償却費	10,846	13,300
貸倒引当金の増減額（△は減少）	814	△729
賞与引当金の増減額（△は減少）	12,970	△18,650
ポイント引当金の増減額（△は減少）	13,280	25,763
受取利息	△2	△2
支払利息	1,119	177
補助金収入	△2,570	△46
上場関連費用	－	8,051
売上債権の増減額（△は増加）	△14,462	37,833
仕掛品の増減額（△は増加）	2,197	9,280
仕入債務の増減額（△は減少）	9,113	△12,973
未払金の増減額（△は減少）	△30,995	△25,930
その他	24,242	△24,359
小計	184,837	295,601
利息の受取額	2	2
利息の支払額	△1,119	△177
補助金の受取額	2,570	46
上場関連費用の支出	－	△8,051
法人税等の支払額	△410	△59,212
法人税等の還付額	30,405	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	216,286	228,208
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,855	△1,720
無形固定資産の取得による支出	△5,970	△23,430
敷金保証金の返還による収入	－	63
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,825	△25,088
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△58,770	△36,532
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,770	△36,532
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	148,690	166,587
現金及び現金同等物の期首残高	553,234	566,429
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　701,924	※　733,016

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～30 年

器具及び備品　４年～10 年

（２）無形固定資産

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（３）ポイント引当金

調査パネルへ付与した将来ポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

マーケティング・リサーチ事業

マーケティング・リサーチ事業においては、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しており、クライアントにサービスを提供した時点で収益を認識しております。

６．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当中間会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当中間会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和２年３月６日内閣府令第９号）附則第３条第２項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（表示方法の変更）

（中間損益計算書）

前中間会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「広告料収入」は金額的重要性が増したため、当中間会計期間より区分掲記することとしました。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた644千円は、「広告料収入」239千円及び「その他」405千円として組み替えております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会計上の見積りが困難となるなか、当社が現時点で把握できる最善の方法により行っておりますが、その収束時期の変動によっては、今後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2021年11月30日）	当中間会計期間 （2022年５月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	33,017千円	36,210千円

※２　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年11月30日)	当中間会計期間 (2022年５月31日)
当座貸越極度額	230,000千円	230,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	230,000 〃	230,000 〃

(中間損益計算書関係)

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2020年12月１日 至　2021年５月31日)	当中間会計期間 (自　2021年12月１日 至　2022年５月31日)
貸倒引当金繰入額	814千円	△729千円
給料手当	176,214 〃	200,926 〃
賞与引当金繰入額	21,291 〃	27,712 〃
地代家賃	67,083 〃	70,687 〃
減価償却費	6,484 〃	8,907 〃

２．減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2020年12月１日 至　2021年５月31日)	当中間会計期間 (自　2021年12月１日 至　2022年５月31日)
有形固定資産	2,860千円	3,193千円
無形固定資産	3,623〃	5,714 〃

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自　2020年12月１日　　至　2021年５月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	－	－	1,000,000
合計	1,000,000	－	－	1,000,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2021年12月１日　至　2022年５月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	－	－	1,000,000

合計	1,000,000	－	－	1,000,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2020年12月１日 至　2021年５月31日）	当中間会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
現金及び預金勘定	701,924千円	733,016千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	－	－
現金及び現金同等物	701,924 〃	733,016 〃

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2021年11月30日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金	89,297	89,297	－
資産計	89,297	89,297	－
長期借入金（１年内返済予定を含む）	104,334	104,527	193
負債計	104,334	104,527	193

（注）１．「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）２．以下の金融商品は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2021年11月30日）
非上場株式	22,057

当中間会計期間（2022年５月31日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）

敷金	84,840	84,881	40
資産計	84,840	84,881	40

（注）１．「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「長期借入金（１年内返済予定を含む。）」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）２．以下の金融商品は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当中間会計期間 （2022年５月31日）
非上場株式	22,057

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2022年５月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2022年５月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	―	84,881	―	84,881
資産計	―	84,881	―	84,881

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

前中間会計期間（自　2020年12月１日　至　2021年５月31日）

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当中間会計期間の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

当中間会計期間（自　2021年12月１日　至　2022年５月31日）

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当中間会計期間の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自　2021年12月１日　至　2022年５月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント
	マーケティング・リサーチ事業
オンライン調査	1,339,178
オフライン調査	550,488
その他	154,946
顧客との契約から生じる収益	2,044,612
外部顧客への売上高	2,044,612

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の残高

（単位：千円）

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	422,111
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	384,278

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間会計期間（自　2020年12月１日　至　2021年５月31日）

当社は、マーケティング・リサーチ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自　2021年12月１日　至　2022年５月31日）

当社は、マーケティング・リサーチ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自　2020年12月１日　至　2021年５月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客の売上高のうち、中間損益計算書の売上高 10%以上占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間（自　2021 年 12 月１日　至　2022 年５月 31 日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客の売上高のうち、中間損益計算書の売上高 10%以上占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自　2020 年 12 月１日　至　2021 年５月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2021 年 12 月１日　至　2022 年５月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自　2020 年 12 月１日　至　2021 年５月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2021 年 12 月１日　至　2022 年５月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自　2020 年 12 月１日　至　2021 年５月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2021 年 12 月１日　至　2022 年５月 31 日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前中間会計期間 （自　2020年12月１日 至　2021年５月31日）	当中間会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
１株当たり純資産額	560円78銭	784円20銭
１株当たり中間期純利益	162円51銭	189円50銭
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	―	182円15銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、当社は2022年１月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場したため、当中間会計期間における潜在株式調整後１株当たり中間純利益は、新規上場日から中間会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、前中間会計期間は、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2020年12月１日 至　2021年５月31日）	当中間会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
１株当たり中間純利益		
中間純利益（千円）	162,504	189,498
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	162,504	189,498
普通株式の期中平均株式数（株）	1,000,000	1,000,000
潜在株式調整後１株当たり中間純利益		
中間純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	―	90,200
（うち新株予約権（株））	―	(90,200)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第５　発行者の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	―

（重要な後発事象）

（ストックオプションとしての新株予約権の発行）

当社は、2022年７月５日開催の取締役会において、当社の取締役（代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2022年７月20日に発行しました。

(1) ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、当社の取締役（代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社の従業員に対して新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の発行日
2022年７月20日

② 付与対象者の区分及び人数
当社の取締役（代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社の従業員　計123名

③ 新株予約権の発行数
54,200個

④ 新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しないものとする。

⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式54,200株（新株予約権１個につき１株）

⑥ 新株予約権の行使時の払込金額　１株につき1,100円

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
ｉ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
ⅱ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ｉ）記載の資本金等増加限度額から上記ｉ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 新株予約権の行使の条件
ｉ）新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
ⅱ）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑨ 新株予約権の行使期間
自　2024年７月21日　至　2032年７月５日

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月１日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年　５月31日 毎年11月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り（注）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
取次所	三井住友信託株式会社　全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.asmarq.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年8月30日

株 式 会 社 ア ス マ ー ク

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 野 和 寿
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 竹 美 江

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスマークの2021年12月1日から2022年11月30日までの第21期事業年度の中間会計期間（2021年12月1日から2022年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスマークの2022年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年12月1日から2022年5月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上